

会報2024年7月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL](https://www.nishio-rouki.co.jp) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.co.jp\)](https://www.nishio-rouki.co.jp)

7月2日(火)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【9月講習連絡】 9月12,14日 ガス溶接 残席10
9月 20日 化学物質管理者無料フォロー会 下記参照

- ◇ 【参加案内開始】 西尾第2回化学物質管理者無料フォロー会 自由参加
～前回のベース+周辺情報に対し、今回は極力事例中心でご説明～
実施日 2024年9月20日(金) 13:30-17:00
場所 西尾コンベンションホール
申込方法 添付チラシ内のWEBから申し込みください
行政 又は 愛知労働基準協会どちらでもOK
定員 120名 定員になり次第WEBが閉じます
満席が予想されるため7月末日までに
申し込みください

※愛知労働基準協会との協賛でリスクアセスメントセミナーとして実施します
また同日に全国衛生週間説明会を行います
※内容及び講師は7月24日名古屋国際会議場で実施される講習会と同じです

「会報」

- ◇ 令和6年度 「厚生労働大臣表彰」受賞会社名簿 デンソー善明製作所受賞
●西尾受賞履歴 ●愛知県内 ●全国

- ◇ R6年8月 無料労働相談業務 周知月間 QRコード入り

- ◇ 【賃金課】 「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」

- ◇ 【監督課】 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」

- ◇ 【指導課】 フリーランス新法周知用リーフ

- ◇ 個人ばく露測定定着促進補助金リーフレット

- ◇ 監督署の窓 全国衛生週間説明会資料

- ◇ 災害統計 ●年間比較2022/2023愛知県と西尾市 ●5月単月西尾市

- ◇ 【参考】 事故の型・起因物分類コード表

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

祝
2024年度
厚生労働大臣賞 奨励賞 受賞
株式会社デンソー 善明製作所

西尾管内 受賞会社 過去10年 (2015～2023年 H27～R5年)

企業名	所在地	局長 奨励賞	目安 5年	局長 優良賞	最短 5年	大臣 奨励賞	最短 5年	最高峰 大臣 優良賞
株式会社オティックス幡豆	西尾市鳥羽町大谷64番地1			H27				
アイシン高丘株式会社 本社・吉良工場	西尾市吉良町瀬戸長坂1番地	H28						
株式会社デンソー 西尾製作所	西尾市下羽角町住崎1番地	H30						
株式会社デンソー 善明製作所	西尾市善明町一本松100	H24		H30		R06		
アイシン機工株式会社 本社・吉良工場	西尾市吉良町友国池上70-6	R01						
株式会社ニノミヤ	西尾市横手町川東新田17番地1	R03						
旭鉄工株式会社 西尾工場	西尾市寺津町一之割1-1	R04						
コクネ製作株式会社	西尾市法光寺町流20-3	R05						

安全衛生表彰式

厚生労働大臣表彰受賞紹介・伝達

- ・優良賞 (紹介)
- ・奨励賞 (伝達)

愛知労働局長表彰状授与

- ・優良賞
- ・奨励賞
- ・功績賞
- ・安全衛生推進賞

受賞者代表謝辞

令和6年度

安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する 厚生労働大臣・愛知労働局長表彰受賞者名簿

I 厚生労働大臣賞

1 厚生労働大臣 優良賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で7事業場が受賞されます。

※※7月1日に LEVEL XXI 東京會館（東京都千代田区大手町 2-2-2）で執り行われる中央表彰式にて表彰状が授与されます。

- 株式会社大林組 おおばやしぐみ 名古屋支店 なごやしてん

しゃかいりりょうほうじんきょうりょうかいいちみやにしびょういんぞうちくこうじ
社会医療法人杏嶺会一宮西病院増築工事

2 厚生労働大臣 奨励賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で16事業場が受賞されます。

※奨励賞は本表彰式にて代理で愛知労働局長から表彰状が授与されます。

- 株式会社デンソー ぜんみょうせいさくしょ 善明製作所

II 愛知労働局長賞

1 愛知労働局長 優良賞（1事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- 株式会社 J E R A じえら 知多第二火力発電所 ちただいにかりよくはつでんしょ

2 愛知労働局長 奨励賞（14事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

- 株式会社リバーズ

- あいちきかいこうぎょう 愛知機械工業株式会社 おおえこうじょう 大江工場

- 株式会社トーエネック ほんてんべっかん 本店別館

- みしよくひん カネ食品株式会社 ほんしゃ 本社

- 株式会社メイキコウ

- こうぎょう マルヤス工業株式会社 みとこうじょう 御津工場

- だいわかせいこうぎょう 大和化成工業株式会社

- アイコクアルファ株式会社

- 株式会社アステックス

- ていでつく 株式会社T D E C

- とうかいぶひんこうぎょう 東海部品工業株式会社 ほんしゃこうじょう 本社工場

- とうかいりか でんきせいさくしょ 株式会社東海理化電機製作所 ほんしゃ 本社 ほんしゃこうじょう 本社工場

- とう 東レ株式会社 あいちこうじょう 愛知工場

- とよたかがくこうぎょう 豊田化学工業株式会社 ほんしゃ 本社

3 愛知労働局長 功績賞（2名）

本賞は、地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

。 もりにし **森西** ようへい **洋平**

（愛知労働局 粉じん対策指導委員）

。 とよだ **豊田** かつみ **勝己**

（建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長）

4 愛知労働局長 安全衛生推進賞（2名）

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

。 たじま **田島** しんいち **真一**

（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長）

。 まえだ **前田** かずひろ **和弘**

（港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員）

令和6年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する
厚生労働大臣表彰」受賞者名簿

○優良賞（7事業場）

局名	事業場名	業種
安全確保（7事業場）		
東京	<small>かぶしきがいしゃ</small> <small>はせこう</small> 株式会社 長谷工コーポレーション <small>かしよう</small> <small>はるみ</small> <small>ごちようめにしちくだいっしゆ</small> （仮称） 晴海五丁目西地区第一種 <small>しがいちさいかいはつじぎよう</small> <small>がいくしんちく</small> 市街地再開発事業 5 — 4 街区新築 とうじ 工事	総合工事業
石川	<small>にしにほんかぶしきがいしゃ</small> <small>うのけ</small> SWS 西日本株式会社 宇ノ気 とうじよう 工場	電気機械器具製造業
静岡	<small>かぶしきがいしゃ</small> <small>ほんしやこうじよう</small> 株式会社ニッパ 本社工場	輸送用機械器具製造業
愛知	<small>かぶしきがいしゃおおぼやしぐみ</small> <small>なごやしてん</small> 株式会社大林組 名古屋支店 <small>しやかいいりようほうじんきょうりようかいいちのみやにしびょういん</small> 社会医療法人 杏 嶺会 一宮西病院 ぞうちくこうじ 増築工事	総合工事業
大阪	<small>かぶしきがいしやたけなかこうむてん</small> <small>おおさかほんてん</small> 株式会社竹中工務店 大阪本店 <small>かしよう</small> <small>おおさかしちゆうおうくみなみほんまち</small> （仮称） 大阪府中央区南本町 <small>にちようめしゆうごうじゅうたくしんちくこうじ</small> 二丁目集合住宅新築工事	総合工事業
兵庫	<small>かぶしきがいしやたけなかこうむてん</small> <small>こうべしてん</small> 株式会社竹中工務店 神戸支店	総合工事業

	こうべすま 神戸須磨シーワールド建設工事	
島根	かじまけんせつ いまおかこうぎょうきょうどうきぎょうたい 鹿島建設・今岡工業共同企業体 いずもししんたいいくかんけんせつ こうじ 出雲市新体育館建設JV工事	総合工事業

○奨励賞 (16 事業場)

局名	事業場名	業種
安全 (16 事業場)		
福島	こうしゅうはねつれんかぶしきがいしゃ 高周波熱錬株式会社 いわき工場	金属製品製造業
茨城	たいようにつさんひがしかんとうかぶしきがいしゃ 太陽日酸東関東株式会社	化学工業
埼玉	かぶしきがいしやたけなかくわてん きたかんとうしてん 株式会社竹中工務店 北関東支店 T S R C おおみやけんせつこうじ 大宮建設工事	総合工事業
東京	かぶしきがいしや 株式会社ジェイテクトファインテック	はん用機械器
	はむらこうじょう 羽村工場	具製造業
東京	かぶしきがいしやたけなかくわてん きょうりつけんせつかぶしきがいしや 株式会社竹中工務店・共立建設株式会社 きょうどうきぎょうたい かしょう 共同企業体 (仮称) ドコモ代々木第二 しんちくこうじ ビル新築工事	総合工事業
東京	たいせいけんせつかぶしきがいしやとうきょうしてん かしょう 大成建設株式会社東京支店 (仮称) とうきょうこくさいだいがくいけぶくろこくさい しんちく 東京国際大学池袋国際キャンパス新築 こうじ 工事	総合工事業
神奈川	かぶしきがいしやたけなかくわてん よこはましてん 株式会社竹中工務店 横浜支店	総合工事業

	アマダグローバルイノベーションセンター かいしゅうこうじ 改修工事	
神奈川	かわだけんせつかぶしがいしゃ とうきょうしてん 川田建設株式会社 東京支店 しゅう じょうぶこうほきょうこうじ (修) 上部工補強工事 3-210	総合工事業
神奈川	だいわ こうぎょうかぶしがいしゃ とうきょうほんてん 大和ハウス工業株式会社 東京本店 かしょう とのまち 4 しんちくこうじ (仮称) 殿町プロジェクトIV新築工事	総合工事業
愛知	かぶしがいしゃ ぜんみょうせいさくしょ 株式会社デンソー 善明製作所	輸送用機械器具 製造業
三重	にっしょう かぶしがいしゃ 日硝ファイバー株式会社	窯業・土石製品 製造業
大阪	かじまけんせつかぶしがいしゃ 鹿島建設株式会社 にしにほんこうそくどうろかぶしがいしゃじゆたくよどがわひがしこう 西日本高速道路株式会社受託淀川東高 かきょう こうじょうぶこう こうじ 架橋 (P2-P4鋼上部工) 工事	総合工事業
大阪	かぶしがいしゃこうのいけぐみ 株式会社鴻池組 ねやがわしだいよんちゅうがっこうくしょうちゅういつかんこうしせつ 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設 せいびこうじ 整備工事	総合工事業
大阪	たいせいけんせつ むらもとけんせつ なかばやしけんせつきょうどう 大成建設・村本建設・中林建設共同 きぎょうたい 企業体 ねやがわりゅういきげすいどうかどまもりぐちぞうほかんせん だい 寝屋川流域下水道門真守口増補幹線 (第1 こうく げすいかんきょちくぞうこうじ 工区) 下水管渠築造工事	総合工事業

兵庫	かぶしきがいしゃ こうのいけぐみ おおさかほんてん す ま かいひん 株式会社 鴻池組 大阪本店 須磨海浜 こうえんさいせいびじぎょう ちゅうしゃじょうけんせつ 公園再整備事業のホテル・駐車場建設 こうじ 工事	総合工事業
宮崎	ふ じ 富士フィルムワコーケミカル株式会社 みやざきこうじょう 宮崎工場	化学工業

○功労賞（5人）

局 名	氏 名	職 名
本省	しろた けんじろう 城田 健二郎	こうわんかもつうんそうじぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 じょうにんり じ とうきょうそうし ぶ そうし ぶ ちょう 常任理事・東京総支部総支部長
本省	つじ ひろかず 辻 裕一	とうきょうでんきだいがく とくていきょうじゅ 東京電機大学 特定教授 いっぱんしゃだんほうじんにほん きょうかい り じ 一般社団法人日本ボイラ協会 理事
本省	ど ひ せいたろう 土肥 誠太郎	かぶしきがいしゃモ ア ナ ど ひ さんぎょういじむしよ だいひょう 株式会社MOANA土肥産業医事務所 代表 がっこうほうじんさんぎょう い か だいがく さんぎょうえいせい 学校法人産業医科大学 産業衛生 きょうじゅ 教授
本省	よこた ふみお 横田 文雄	こうえきしゃだんほうじん あんぜん 公益社団法人ボイラ・クレーン安全 きょうかい り じ ふくかいちょう 協会 理事・副会長
本省	わたなべ けんじ 渡邊 健二	りくじょうかもつうんそうじぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 こもん 顧問

		にっぽんつううんかぶしがいしゃ <small>そうだんやく</small> 日本通運株式会社 相談役
--	--	---

○功績賞 (21人)

局名	氏名	職名
青森	<small>たかぎ しんや</small> 高木 伸也	<small>どくりつぎょうせいほうじんろうどうしゃけんこうあんぜんきこう</small> 独立行政法人労働者健康安全機構 <small>あおりさんぎょうほけんそうごうしえん</small> 青森産業保健総合支援センター <small>もと</small> <small>しよちょう</small> 所長
山形	<small>ふじい さとし</small> 藤井 聡	<small>やまがただいがく めいよきょうじゆ</small> 山形大学 名誉教授
福島	<small>なかむら ひさお</small> 中村 寿雄	<small>どくりつぎょうせいほうじんろうどうしゃけんこうあんぜんきこう</small> 独立行政法人労働者健康安全機構 <small>ふくしまさんぎょうほけんそうごうしえん</small> 福島産業保健総合支援センター <small>さんぎょうほけんそうだんいん</small> 産業保健相談員 <small>いっばんしゃだんほうじんにほんろうどうあんぜんえいせい</small> 一般社団法人日本労働安全衛生 <small>コンサ</small> <small>ルタント会</small> <small>かい</small> <small>ふくしましぶちょう</small> ルタント会 福島支部長
埼玉	<small>みずたに もとお</small> 水谷 元雄	<small>いっばんしゃだんほうじんさいたまけんいし</small> <small>かい</small> <small>ふくかいちょう</small> 一般社団法人埼玉県医師会 副会長
長野	<small>くらし かずあき</small> 倉石 和明	<small>ながのけんいし</small> <small>かい</small> <small>にちいんていさんぎょういけんしゅうかい</small> 長野県医師会日医認定産業医研修会 <small>うんえいしょういんかい</small> <small>ふくいんちょう</small> 運営小委員会 副委員長 <small>こうえきざいだんほうじんくらしちいきしんこうざいだんくりた</small> 公益財団法人倉石地域振興財団栗田 <small>びょういん</small> <small>りじちよう</small> <small>いんちょう</small> 病院 理事長・院長
京都	<small>こいずみ あきお</small> 小泉 昭夫	<small>こうえきしゃだんほうじんきょうとほけんかい</small> <small>り</small> 公益社団法人京都保健会 理事

		しゃかいけんこうい がく ふく しけんきゅうしょ <small>しよちよう</small> 社会健康医学福祉研究所 所長
京都	み お <small>ただし</small> 三尾 直士	どくりつぎょうせいほうじんこくりつびょういんき こう はちのへびょういん 独立行政法人国立病院機構八戸病院 びょういんちよう 病院長
山口	もりもと ひろ し 森本 宏志	どくりつぎょうせいほうじんろうどうしゃけんこうあんぜんき こうやまぐち 独立行政法人労働者健康安全機構山口 さんぎょうほけんそうごうしえん <small>さんぎょう</small> 産業保健総合支援センター 産業 ほけんそうだんいん <small>さんぎょうい がく</small> 保健相談員（産業医学・メンタルヘル <small>たんどう</small> ス担当)
香川	かしむら まさのり 榎村 雅典	どくりつぎょうせいほうじんろうどうしゃけんこうあんぜんき こう 独立行政法人労働者健康安全機構 かがわさんぎょうほけんそうごうしえん 香川産業保健総合支援センター うんえいきょうぎかいいん 運営協議会委員 いっばんしゃだんほうじんかがわけんいし かい <small>じょうにんり じ</small> 一般社団法人香川県医師会 常任理事
福岡	かまち ひさし 蒲池 壽	いりょうほうじんじゅこうかい かまちいん いんちよう 医療法人壽光会 蒲池医院 院長
本省	いのまた のりかず 猪俣 訓一	こうえきしゃだんほうじん <small>あんぜん</small> 公益社団法人ボイラ・クレーン安全 きょうかい <small>り じ</small> <small>ふくかいちよう</small> 協会 理事 副会長
本省	うえだ としひさ 植田 利久	ていきょうだいがく <small>いりょうきょうつうきょういくけんきゅう</small> 帝京大学 医療共通教育研究セン ター <small>きょうじゅ</small> 教授
本省	かわい なおき 河合 直樹	いっばんしゃだんほうじんに <small>ほんろうどうあんぜんえいせい</small> 一般社団法人日本労働安全衛生コンサ ルタント会 <small>かい</small> <small>り じ</small> <small>ふくかいちよう</small> 理事・副会長

本省	くろき 黒木	あつし 篤	けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい 建設業労働災害防止協会 ぜんふくかいちょう ぜんふくおかけんしぶちょう 前副会長 前福岡県支部長
本省	さとう 佐藤	じゅんいち 順一	こうえきしゃだんほうじんけんせつにやくしゃりょうあんぜんぎじゅつ 公益社団法人建設荷役車両安全技術 きょうかい ふくしまけんしぶちょう 協会 福島県支部長
本省	のぐち 野口	きょうじ 恭司	いっばんしゃだんほうじんぜんこくとうろくきょうしゅうきかんきょうかい 一般社団法人全国登録教習機関協会 じょうむり じ 常務理事 かぶしきがいしゃ きょうしゅう だいひょう 株式会社タダノ教習センター 代表 とりしまりやくしゃちょう 取締役社長
本省	はらむら 原村	よしひこ 嘉彦	かながわだいがく こうがくぶきかいこうがくか きょうじゅ 神奈川大学 工学部機械工学科 教授
本省	むらかわ 村川	つとむ 勉	こうえきしゃだんほうじんにほんほあんようひんきょうかい 公益社団法人日本保安用品協会 ふくかいちょう 副会長 こうけんかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやくしゃちょう 興研株式会社 代表取締役社長
本省	やすじま 安嶋	みのる 稔	いっばんしゃだんほうじんにほん きょうかい 一般社団法人日本クレーン協会 り じ ほくりくし ぶ しぶちょう 理事・北陸支部支部長
本省	わたなべ 渡辺	しんきち 新吉	こうえきしゃだんほうじんぜんこくろうどうえいせいだんたいれんごうかい 公益社団法人全国労働衛生団体連合会 り じ 理事
本省	わたなべ 渡辺	まなぶ 学	こくりつだいがくほうじんとくきょうかいようだいがく しょくひん 国立大学法人東京海洋大学 食品

		せいさんかがくぶもん きょうじゆ 生産科学部門 教授
--	--	-------------------------------

○安全衛生推進賞（7人）

局名	氏名	職名
宮城	かんの きちろう 菅野 吉郎	かんのろうどうあんぜん じむしょちょう 菅野労働安全コンサルタント事務所長
大阪	いしもと としひろ 石本 敏弘	とびしまけんせつかぶしがいいしゃ おおさかしてん 飛島建設株式会社 大阪支店（令和5 年5月退職）
兵庫	もりなか ひでのり 森中 秀法	どくりつぎょうせいほうじんろうどうしゃけんこうあんぜんきこう 独立行政法人労働者健康安全機構 ひょうごさんぎょうほけんそうごうしえん 兵庫産業保健総合支援センター さんぎょうほけんそうだんいん 産業保健相談員 ごうどうがいしゃもりなかるどうえいせい 合同会社森中労働衛生コンサルタント じむしょ だいひょうしゃいん 事務所 代表社員
福岡	たかき やすこ 高木 泰子	おおむたろうどうきじゆんきょうかい じむきよくじむいん 大牟田労働基準協会 事務局事務員
本省	いとう かつひろ 伊藤 勝啓	しみずけんせつかぶしがいいしゃ あんぜんかんきょうほんぶ 清水建設株式会社 安全環境本部 こもん 顧問 けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい とうきょうしぶ 建設業労働災害防止協会 東京支部 ぜんふくしぶちよう 前副支部長
本省	おがさわら さちお 小笠原 佐千雄	こうえきしゃだんほうじん あんぜん 公益社団法人ボイラ・クレーン安全 きょうかい みやぎじむしょ けんさいん 協会 宮城事務所 検査員

本省	さとう きょうじ 佐藤 恭二	とびしまけんせつかぶしがいしゃ 飛島建設株式会社 あんぜんかんきょうぶ 安全環境部 ぶちょう 部長 たんとう 担当
----	-------------------	--

毎年8月は"労働基準協会 労働相談業務周知月間"です

愛知県下労働基準協会 『企業の労働110番』労働相談室

(企業の労働 何でも110番)

相談専用ダイヤル 企業の労働110番 ☎052-961-7110

メール相談 roudou110@meihokurouki.or.jp

ファックス相談 FAX(052)961-9635

来局相談 (一社)名北労働基準協会 1階相談室

名古屋市北区清水1丁目13-1(電話予約要)



相談事例の閲覧など
→詳しくはコチラ

平日 月～金 8:30～17:30(土日祝日等除く)

※労働相談は、秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイスします。労働者の立場からのご相談には応じません。愛知県下労働基準協会の会員企業様は、解決まで何度でもご相談ください。協会に未入会の企業様は、初回(一社)名北労働基準協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談に応じます。当協会の管轄外地区の関連・協力企業もご活用が可能です。ぜひともご相談をお勧めください。

【臨時相談室のご案内】

専門相談員がお待ちしています

● 豊田会場 ●

豊田商工会議所
【相談室開設日時】

■ 令和6年8月2日(金)12:30～17:00
(下記講習時間を除く)

「労働法の基礎を分かりやすく
学ぶ無料セミナー」13:30～16:30

● 名古屋会場 ●

【相談室開設日時】

■ (1)令和6年8月8日(木)12:30～17:00
名北協会1階相談室(下記講習時間を除く)
「労働実務基礎講習」(参加無料)
13:30～16:30

■ (2)令和6年8月23日(金)12:30～17:00
中日ホール&カンファレンス ルーム3
(下記講習時間を除く)
「10の労働トラブル防止無料セミナー」13:30～16:30

■ (3)令和6年8月28日(水)8:30～17:00
名北協会1階相談室(下記講習時間を除く)
「労働実務総合研修」9:30～16:30
(有料講習・相談無料)

※上記いずれの講習も参加受付中
詳しくは、名北労働基準協会ホームページ
もしくは、総合受付(☎052-961-1666)にお問
合せ下さい。

毎年8月は"労働基準協会 無料労働相談業務周知月間"です

令和6年度版
労働相談
で特に多い

無料
インターネット受講も可能

10の労働トラブル防止無料セミナー

主催: 愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談を、
無料で対応する県下共通の相談センター「企業の労働110番
労働相談室」を、令和4年度より設置しております。
愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業であれば、何でも、いつでも、どこでも、企業の立場で、労働問題
を解決まで無料でアドバイスします。なお、未入会の企業も、
初回1回面談に限り無料でご相談が可能です。
より多くの会員企業に相談をいただきたく、毎年8月を無料
相談業務の周知月間とし、下記の周知活動を行います。
この活動の一環として、特に労働相談が多い、労働時間、
労使紛争、労働保険、ハラスメント、労働災害等の、労働トラ
ブル防止対策について解説する、「令和6年度版 労働相談で
特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」を開催いたします。
ぜひとも無料労働相談のご活用、ならびに本セミナーへのご参加をお願い申し上げます。

愛知県下各労働基準協会の共通無料労働相談センター
「企業の労働110番」相談室による相談活動
令和5年度相談内訳

愛知県下労働基準協会の共通無料労働相談センター
「企業の労働110番」相談室による相談活動
令和5年度相談内訳

無料労働相談業務周知月間の実施事項

1. 無料セミナーの開催 令和6年度版「労働相談事例」を、 企業労働110番で、 労働トラブル防止無料セ ミナーを開催 します。	2. 相談事例の閲覧 相談事例記事から 労働110番のホームページ、 名北協会のホームページから ご覧いただけます。	3. 臨時相談室の開設 下記セミナー労働実務 基礎講習(9月10日豊田 版、8月8日名古屋版)の 会場に、臨 時相談室を 開設します。	4. 相談室案内の配布 「企業の労働110番」の 案内を、電話番号が記 載されたメールを、全 会員企業 にお配り します。	5. 関連記事の掲載 「企業の労働110番」の 関連記事で、各労働基 準協会の の会報に 記載しま す。
---	--	---	---	--

令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止無料セミナー

企業の労働110番
☎052-961-7110

●日時 令和6年8月23日(金) 13:30～16:30 ●会費 無料

●会場 中日ホール&カンファレンス カンファレンスルーム3
名古屋市中央区栄4-1-1 中日ビル 6F

●定員 会場参加は60名(定員になり次第締め切りです) インターネット受講も可能です。

●内容・講師

1. 無料労働相談の現状と相談に見られる特徴 トラブル事例は令和5年度と全く異なります

2. 令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止

(1)通常勤務を希望する メンタル不調者への対応	(2)パワハラ行為を度々行う 労働者への対応
(3)トラブルとならない 非正規労働者の活用策	(4)LGBTQ労働者への対応
(5)重篤な労働災害 発生時の対応	(6)過労死・過労自殺 発生時の対応
(7)労働保険料の申告が 誤っていた場合の対応	(8)採用後に問題が見つかった 社員への対応
(9)重大な規則違反を行った 労働者への対応	(10)時間外・休日労働を勝手に 行う社員への対応

3. 良好な労使関係による企業の繁栄

1 一社一社労働基準協会
2 協会長・専任理事
特定社会保険労務士
RST1-リーダー

3 市之瀬 浩司

主夫、社会労務士専攻 前長
特定社会保険労務士
ハラスメント対応
コンサルタント

松下 操典

労働者コンサルタントオフィス
2 所長 社会保険労務士
1 特定社会労働基準協会
労働相談室長

藤原 千子氏

1 一社一社労働基準協会
専任・専任理事
RST1-企業推進本部長
RST1-リーダー
労働保険事務組合副長
石田 和彦

本誌同封の「労働相談室のご案内」「相談ダイヤルシール」をご活用ください。

- 1 -

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

申請先 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

問合せ先 あいち雇用助成室：052-688-5758



ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376



～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切る場合がありますので、本助成金に関心がある事業主の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合 支給額：20万円×3/4＝15万円

お問合せは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

●厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

●最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



「はたらきかたススメ」特設サイトをご覧ください！

厚生労働省 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト
はたらきかたススメ

文字サイズの変更 標準 大 特大

トップ 国民の皆様へ 業界別の取り組み 動画コンテンツ SNS

暮らし、
はたらき、
ともに
ススメ！

2024年4月から
建設業、
トラック・バス・
タクシードライバー、
医師の、
時間外労働の
上限規制が
適用されます。

働き方改革
コンダクター
小芝風花

2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。

- ・ 荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
- ・ 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
- ・ P AやS Aの駐車場のルールを守る
- ・ 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など

わたしたちにできることがあります！

はたらきかたススメ



←是非ご覧ください！→



愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コースのご案内

令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）

【建設業の事例】

【運送業の事例】

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

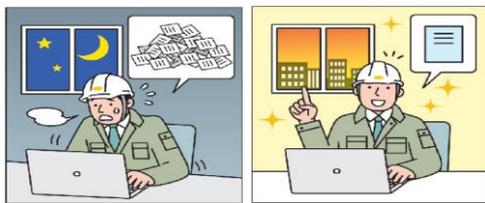
運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！

助成金による取組

土木工事積算システムを導入

デジタル式運行記録計を導入

改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を**最大1000万円**（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切：11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和7年1月31日（金）まで）

労働局に支給申請

（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。



愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）まで

問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら

[\(https://www.jgrants-portal.go.jp/\)](https://www.jgrants-portal.go.jp/)



事業主の皆さまへ

令和7年4月から段階的に施行

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました！

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・従業員数**300人超**の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
- ・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
- ・一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

詳細はこちらから👉



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
TEL 052-857-0312

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

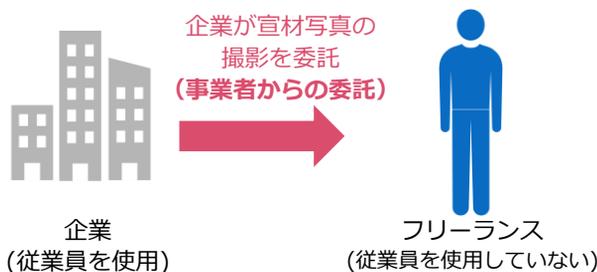
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

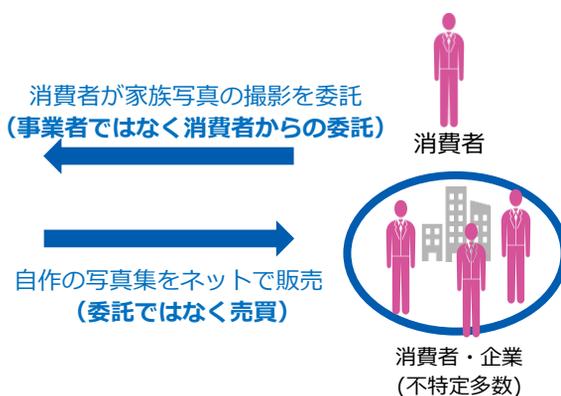
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

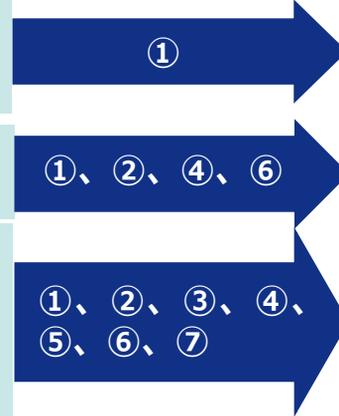
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

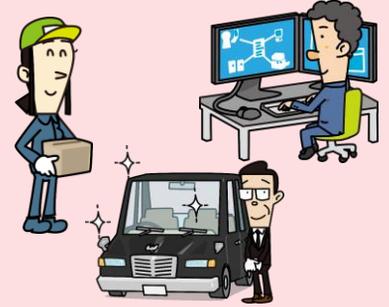
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業主

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

- (3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く） ①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。

補助金公募期間

第1期公募 令和6年6月1日～7月31日（必着） 補助金の予定額 9,000万円

第2期公募 令和6年9月1日～10月15日（必着） 補助金の予定額 1,000万円

・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前に申請等が必要です**

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書（様式1）

<添付書類>

1. 事業場概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

測定報告及び補助金請求に必要な書類

* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）

<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）または 振込明細書（写）

申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の
見積

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。

募集期間内に
郵送等により申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

交付決定
(不交付決定)

・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送します。

測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。

※決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。

測定実績報告及び補助金
請求書を提出

・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。**必要書類は令和7年2月28日（金）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したのものには補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

注意

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

令和6年度 第97回

全国安全週間

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

岡崎労働基準監督署西尾支署



あいち安全経営本舗®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和6年度 第97回

全国安全週間

目次

1. 令和6年度全国安全週間の実施について
2. 労働災害発生状況
3. 第14次労働災害防止推進計画
4. 安全経営あいち®
5. 規則等の改正について

1

令和6年度全国安全週間の実施について

令和6年度 全国安全週間 実施要綱

スローガン 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

期 間 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間
及び
準備期間中
に実施する事項**

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

令和6年度 全国安全週間実施要綱 - 継続的に実施する事項 -

10 実施者の実施事項 各事業場では、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施
- その他の取組

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策
- 林業の労働災害防止対策

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

熱中症を防ごう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



熱中症 を防ごう！

愛知労働局

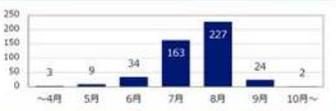
STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
2024年5月1日～9月30日（4月：準備期間／7月：重点取組期間）

- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急になり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。令和5年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、59人（休業4日以上・12月末時点での速報値）となりました。
- 熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ほか露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能で、このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上の死傷災害】

年別発生件数			
発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
令和5年	59	0	59
合計	447	15	462

月別発生状況（過去10年分）



作業場所別発生状況（過去10年分）

屋内作業所
197人
42.6%

屋外作業所
265人
57.4%

気温と熱中症発生状況の関係



時間帯別発生状況（過去10年分）



- 愛知では毎年、数十の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。近年死亡例が発生していないのは、「早期の医療機関受診」が選ばれ、軽症のうちに治療できるケースが増加したなどが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月～8月を迎える前に、早期に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

令和5年、愛知労働局管内では、60件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

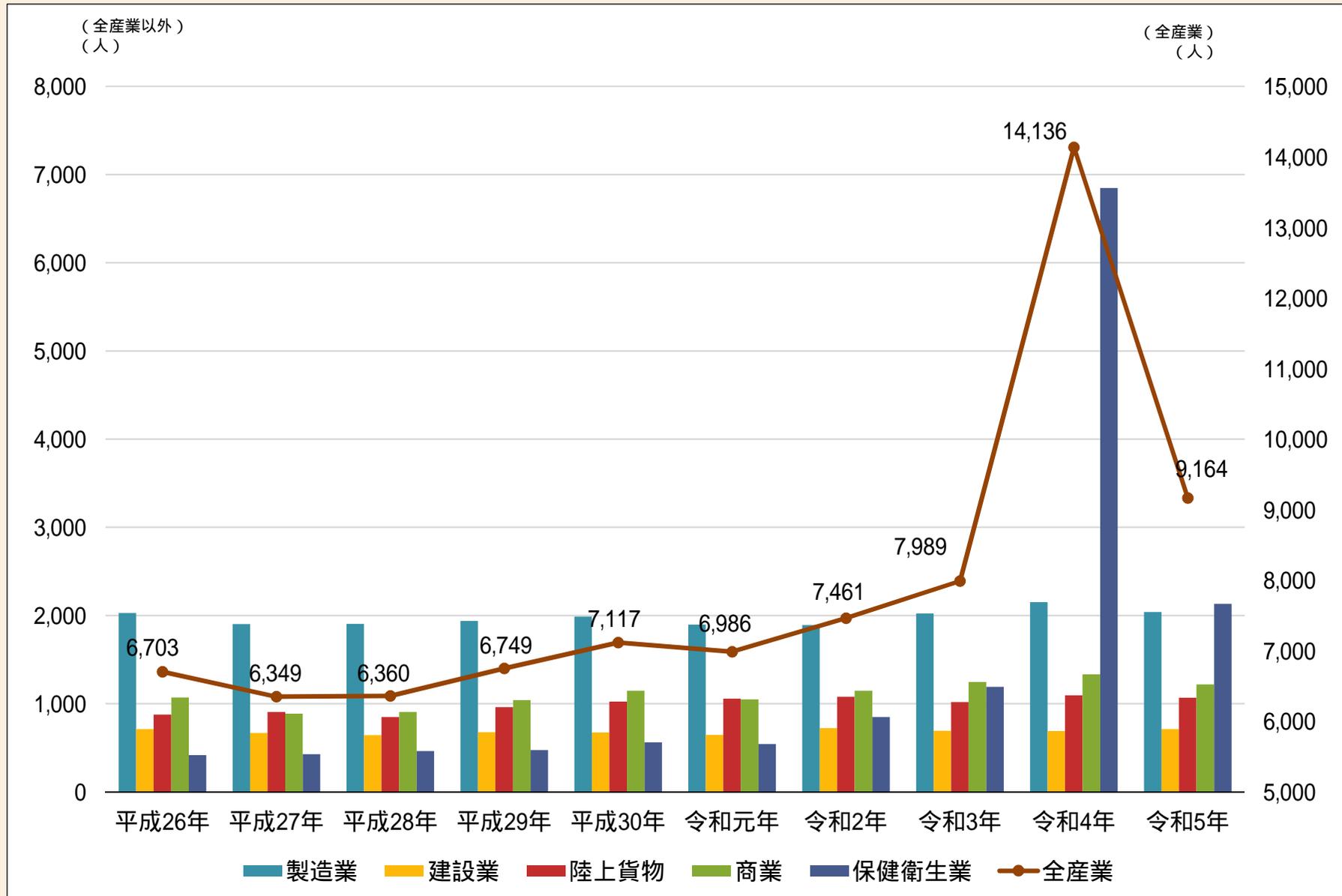
パンフレットでは59件とありますが、正しくは60件です



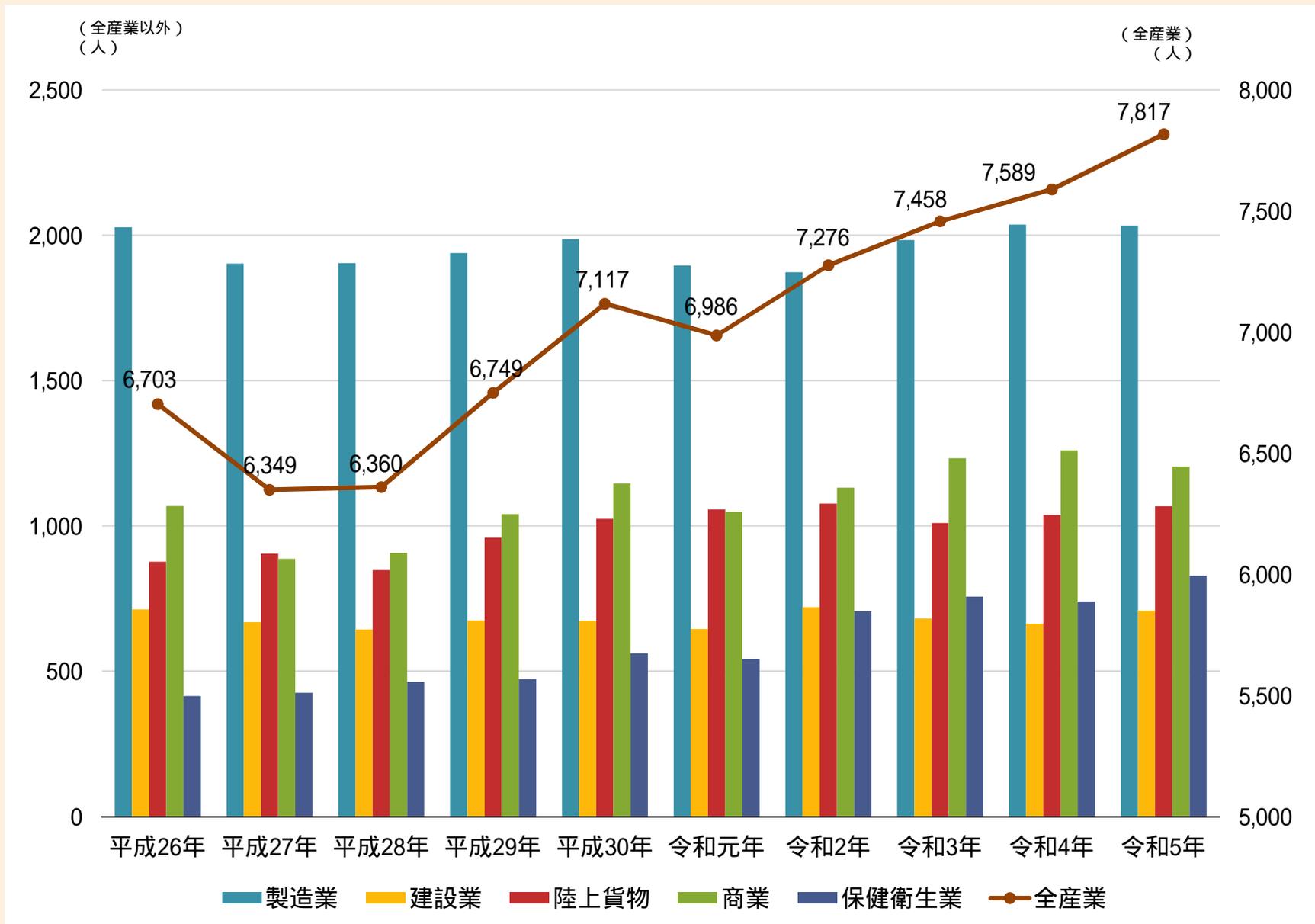
2

労働災害発生状況

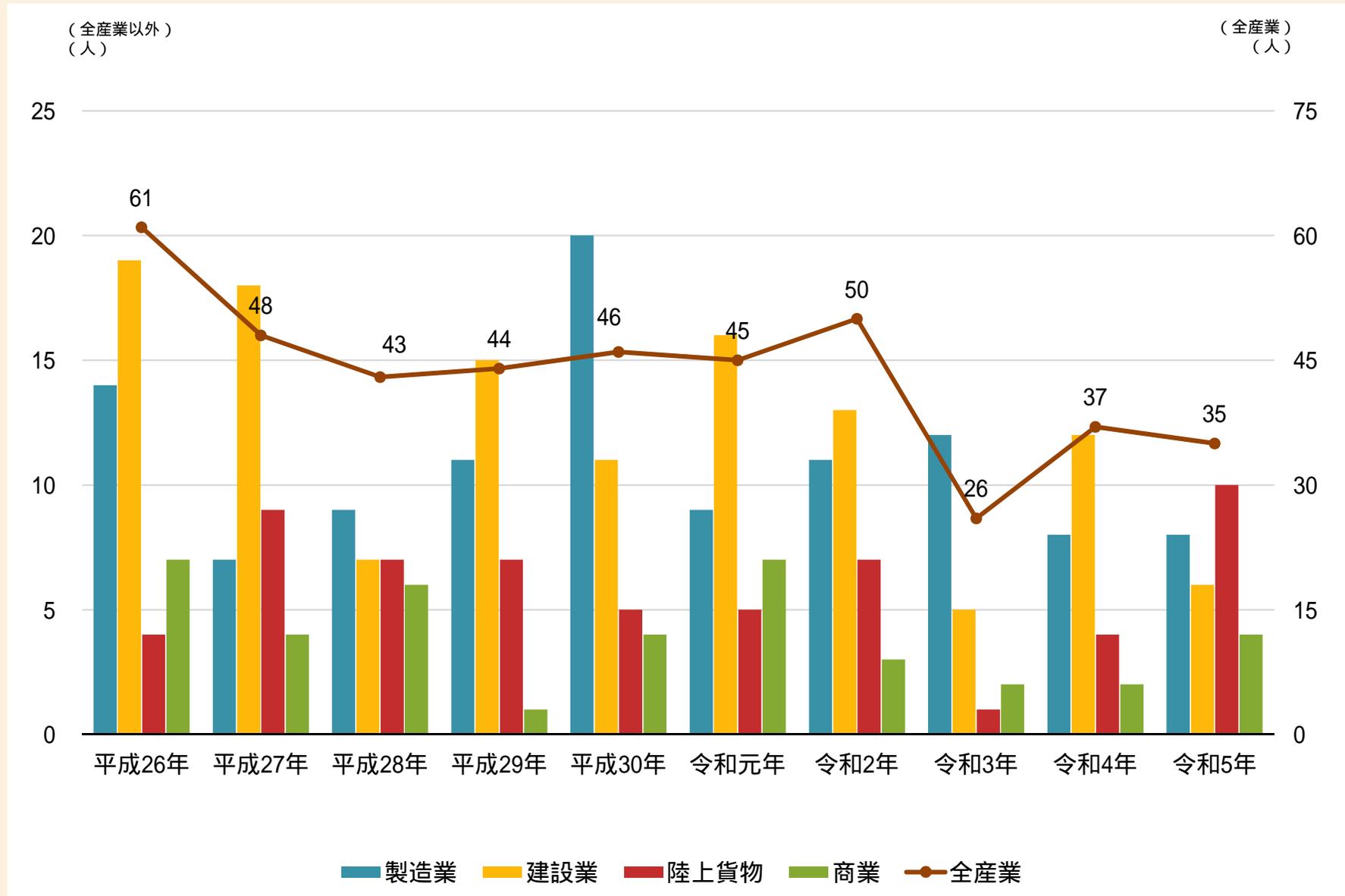
■ 愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ含む）



■ 愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ除く）

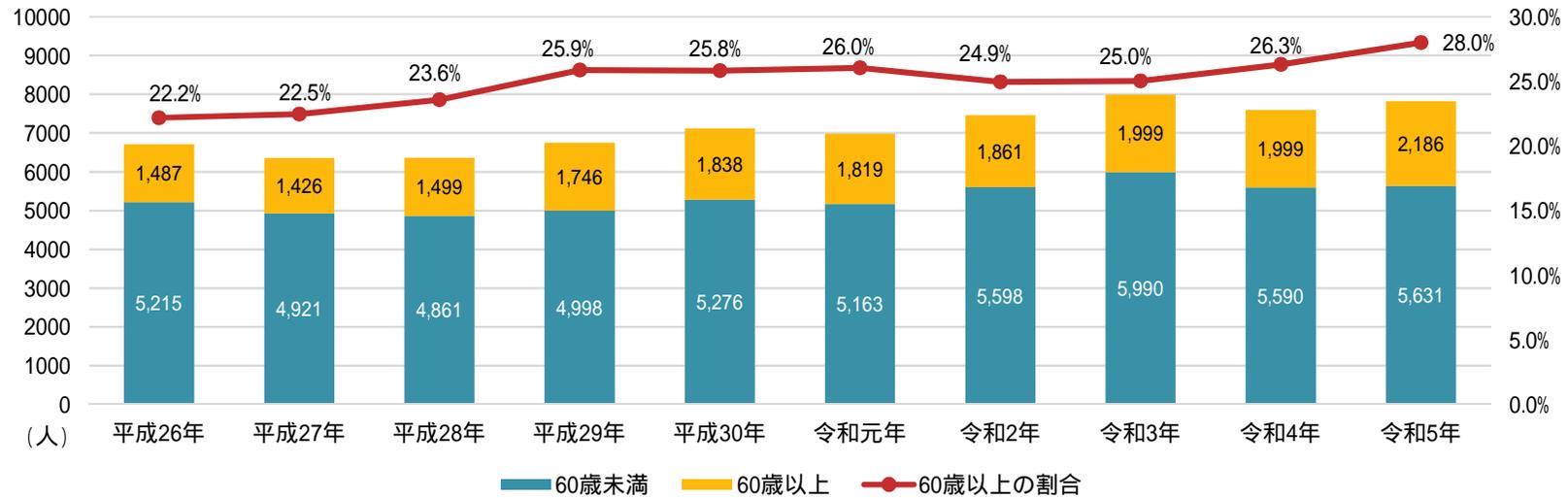


■ 愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナ除く）

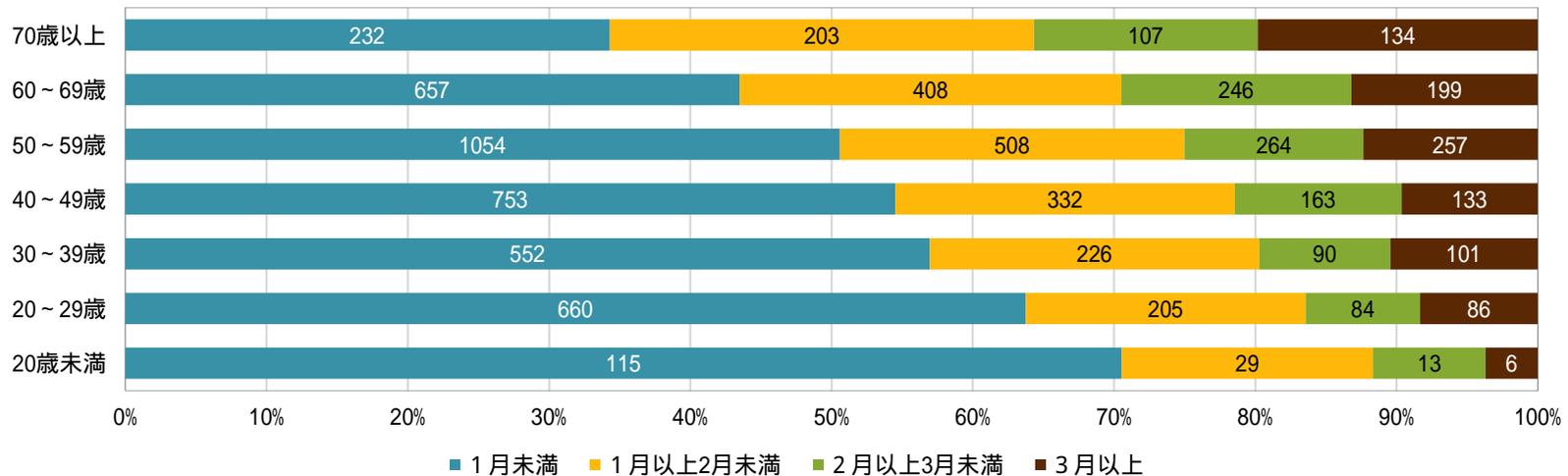


■ 愛知労働局の労働災害発生状況

高齢労働者の労働災害発生状況の推移

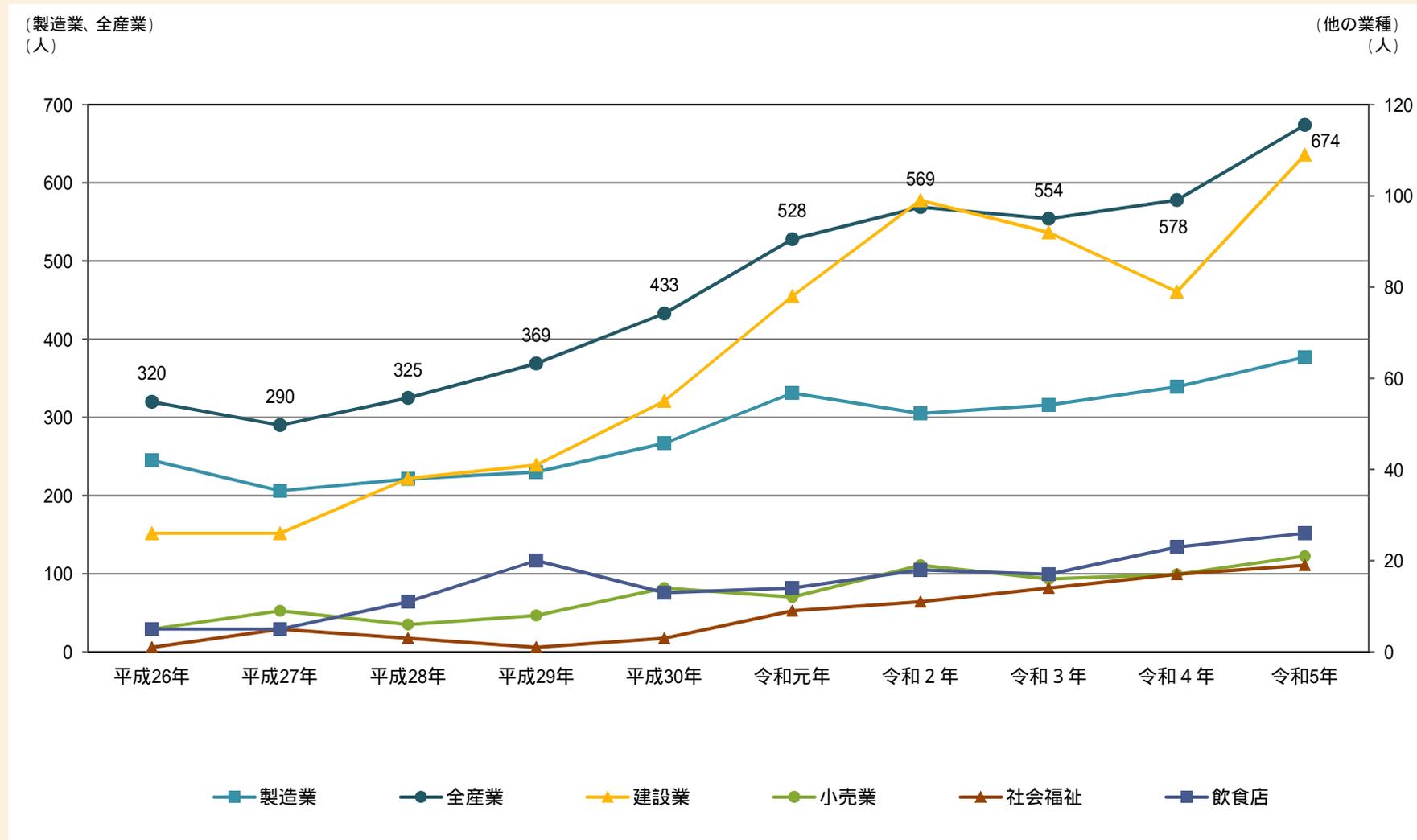


年齢別休業見込み期間の割合 (令和5年)



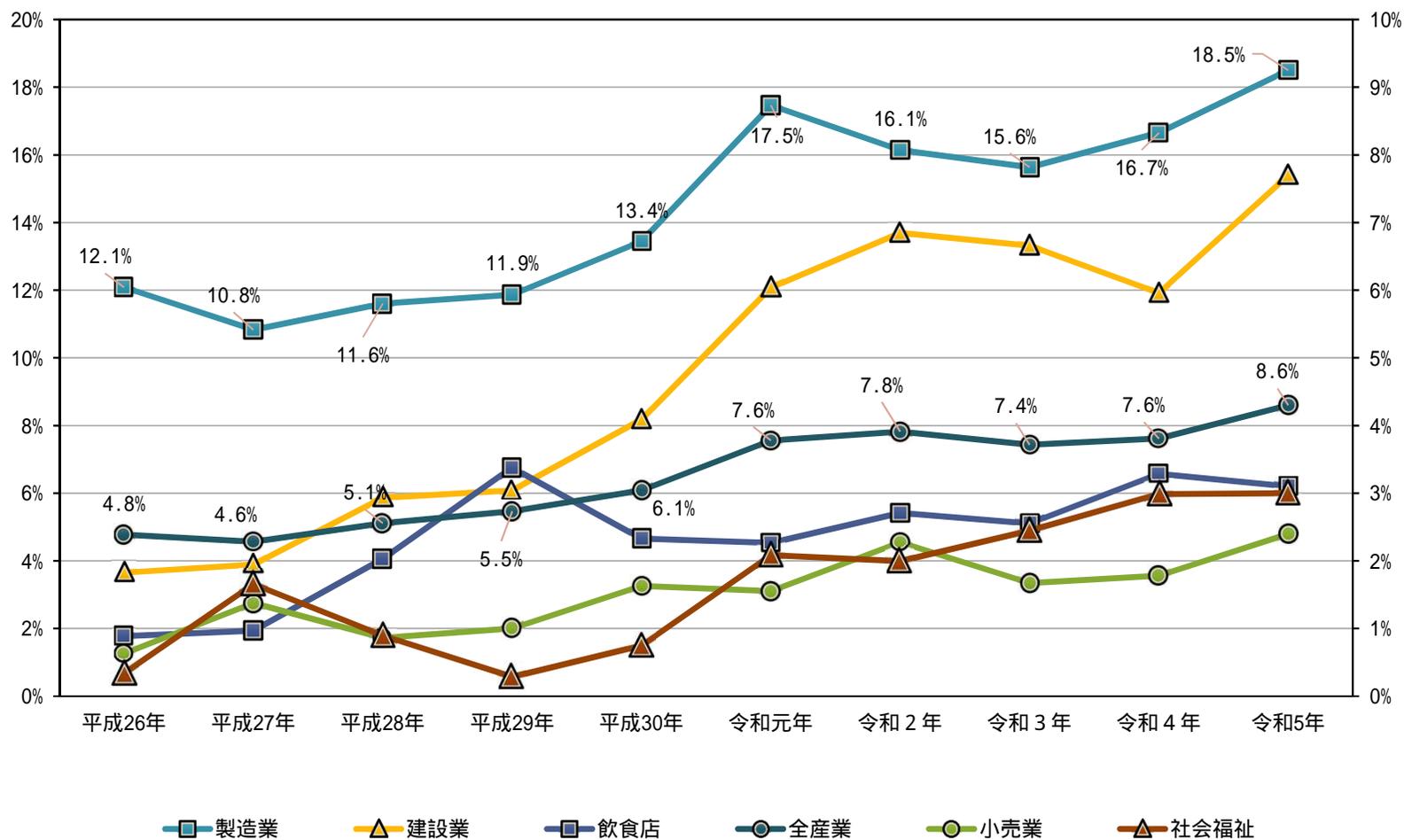
■ 愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

外国人労働者における労働災害発生状況等



■ 愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

労働災害のうち外国人労働者の占める割合の推移



3

第14次労働災害防止推進計画

労働災害防止推進計画

第13次
労働災害防止
推進計画
(2018～2022年度)



- キャッチフレーズ

危はたと向きあおう

第14次
労働災害防止
推進計画
(2023～2027年度)

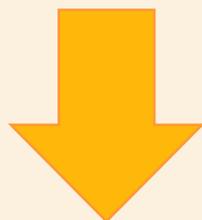
自律的で**ポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現する。重点事項

 **安全経営あいち**®
リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

いままでの管理手法

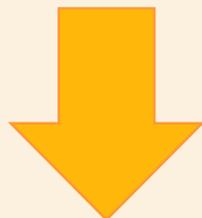
事業活動の中心

- 熟練者
- 有能な技能者

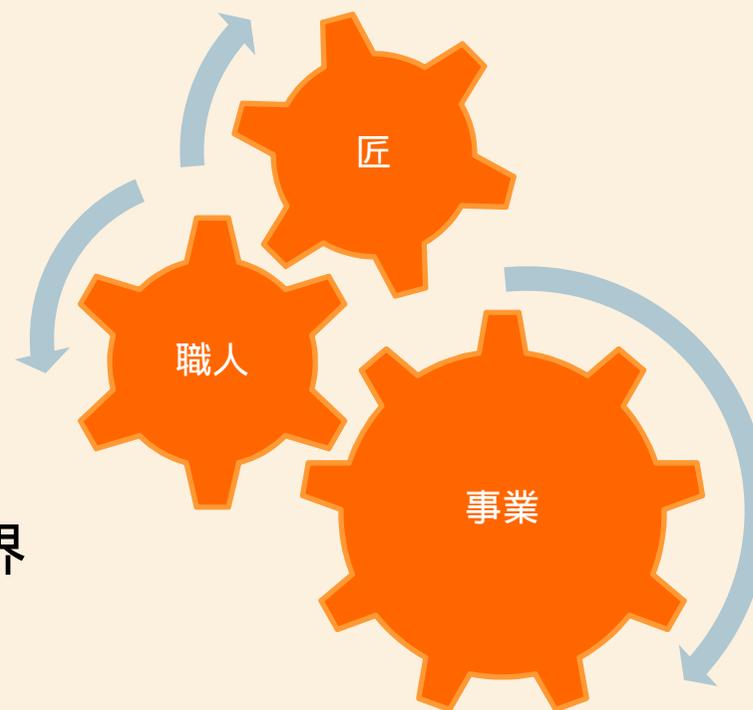


人材不足
働き方の多様化

- 外国人、派遣労働者など
- 今までの管理手法では限界



多様な人材を活かす・作業管理の必要性



現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

事業者による「管理」



トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [安全を欠かすことはできない。
安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。



4



安全経営あいち推進の取組

- ・+safe協議会
- ・安全経営あいち推進大会
- ・安全経営あいち賛同事業場制度

+Safe協議会

第三次産業と「安全経営あいち®」の理念を継続的に！

・小売業

・飲食店

・社会福祉施設



第三次産業における労働災害防止 ~+Safeの取り組み~

+Safe協議会とは？

- 経営と一体化できる安全衛生管理の推進定着を図るため、当局の提唱する「安全経営あいち®」の理念の下、**経営に安全をプラスする「+Safe」**の名称を冠した協議会です。
- サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけ、企業の皆さんの自主的な取組を促すため、企業に寄り添いながら、様々な課題と有効な改善策をともに探ることを目的としています。



小売業向け



スーパーマーケット
ディスカウントストア
百貨店

飲食店向け



ファーストフード
ファミリーレストラン
チェーン系飲食店

社会福祉施設向け



老人ホーム
訪問介護事業

・小売業

小売業における休業4日以上
の労働災害件数は「**転倒災害**」
が最も多い
(令和5年は891人中300人が
転倒災害による休業)



作業把握を行った上で整理・整頓
の標準化を定める等による対策

災害防止の取り組みについて
企業様からの事例紹介



令和5年度

小売業関係事業者+Safe 協議会

(愛知労働局 説明配布資料)

共通資料No.1

議題1 「4S・5定管理」の取組み状況等

共通資料No.2

議題2 本社からの各店舗への指示状況等

安全課資料

【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト

【安全課資料1】 安全経営あいち®

健康課資料

【健康課資料1】 第74回 全国労働衛生週間

【健康課資料2】 労働者の転倒災害を防止しましょう

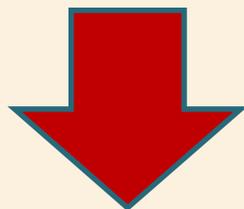
【健康課資料3】 職場の健康診断実施強化月間

【健康課資料4】 愛知県最低賃金



・飲食業

小売業における休業4日以上
の労働災害件数は「**転倒災害**」
が最も多い
(令和5年は418人中134人が
転倒災害による休業)



- ・「4S・5定管理」の取組状況
- ・現場の作業把握

上記2点の情報交換と事例紹介

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和5年度
飲食店関係事業者+Safe協議会
(愛知労働局 説明配布資料)

共通資料No.1
議題1 「4S・5定管理」の取組み状況等

共通資料No.2
議題2 現場の作業把握にかかる取組み状況等

安全課資料
【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト
【安全課資料2】 安全経営あいち®
【別冊】 愛知における労働災害の動向と施策

健康課資料
【健康課資料1】 令和4年 業務上疾病発生状況
【健康課資料2】 労働者の健康確保と健康保持増進のために

愛知労働局 あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

・社会福祉施設

社会福祉施設における休業4日以上
の労働災害件数は「**転倒災害**」と「**動作の反動、無理な動作**」の2つが
60%以上を占めている。
(令和5年は634人中399人)



腰痛災害を防止するため

- ・介助業務の機械化
- ・現場の作業把握

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
令和5年度
社会福祉施設関係事業者+Safe 協議会
(愛知労働局 説明配布資料)

共通資料No.1
議題1 介助業務の機械化等の取組み状況

共通資料No.2
議題2 業務把握の取組み状況

安全課資料
【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト
【安全課資料2】 愛知における労働災害の動向と施策
【安全課資料3】 安全経営あいち®

健康課資料
【健康課資料1】 令和4年 業務上疾病発生状況
【健康課資料2】 労働者の健康確保と健康保持増進のために

愛知労働局 あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

安全経営あいち推進大会

- ・安全経営あいちの説明
- ・企業様の好事例を演劇で実演
- ・パネルディスカッションでの説明



安全経営あいち賛同事業場制度

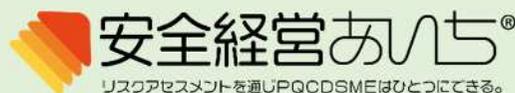


「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

**監督署あて
申請書を提出してください。**

申請の主な要件

- ・愛知県内の事業場であること
- ・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



- 「登録証」をお渡しします。
- 「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。
- 愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- 申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ



イベントのご案内

愛知健康安全交流会

 異業種交流パネル事例



日 時	2024年7月4日（木）12：00～16：00予定
会 場	岡谷鋼機名古屋公会堂 1階 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
参 加 費	無料
内 容	「運ぶ」をテーマに、様々な改善事例を紹介します。
主催・共催	主催：愛知労働基準協会 共催：  あいち安全経営本舗® <small>リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。</small>

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/igyosyu_forum2024_00005.html



日 時	2025年1月27日（月）13：30～16：00
会 場	日本特殊陶業市民会館フォレストホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号
参 加 費	無料
内 容 （ 予 定 ）	・企業価値向上への取組紹介 ・トークセッション ・会場参加型企画 など
主 催	愛知労働局

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2024_00003.html



リスクアセスメント出前講座



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

集団受講： 90分程度の講座です。会場、マイク、プロジェクター、スクリーン等をご準備いただき、講師が出向いて説明を行います。

WEB版： お申込みいただいた事業場に、専用サイトのURL通知します。YouTubeで説明動画をご覧いただけます。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ



垣根のない安全衛生行政へ



5

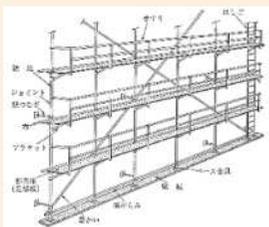
規則等の改正について

足場に係る規則改正等

改正労働安全衛生規則について

1 一側足場の使用範囲を明確化

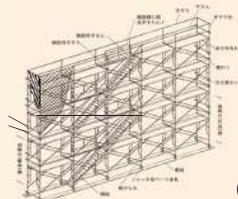
本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



() 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

一側足場の使用範囲の明確化について

1 「幅が1メートル以上の箇所」について

基本的な考え方

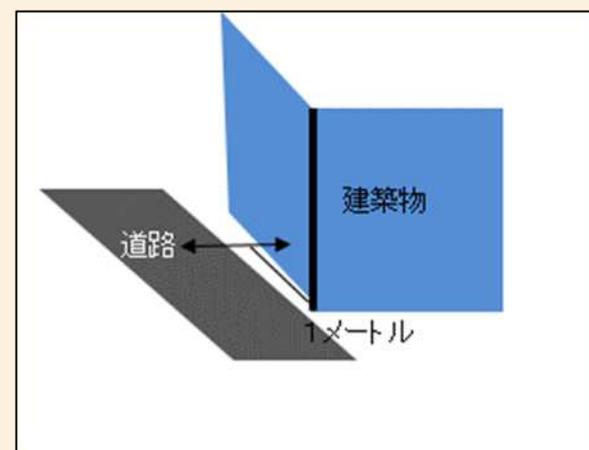
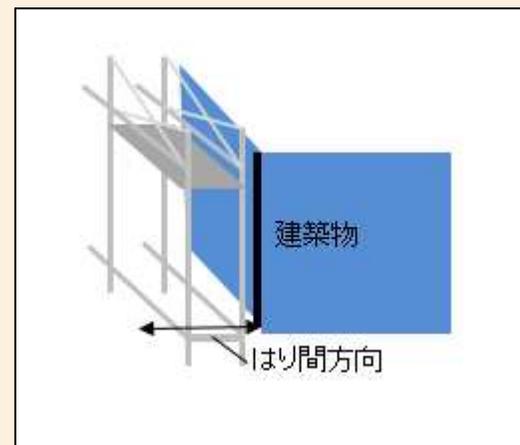
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。



注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

一側足場の使用範囲の明確化について

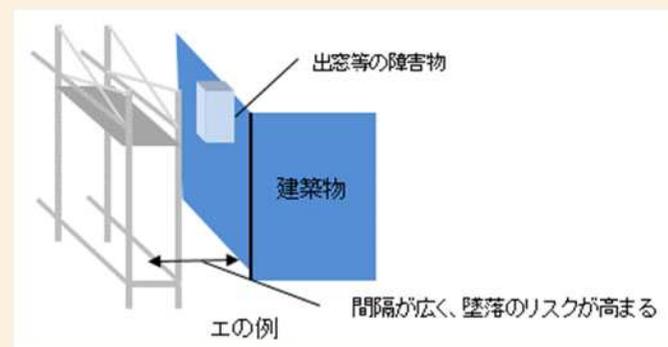
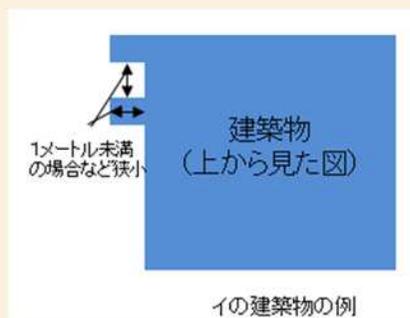
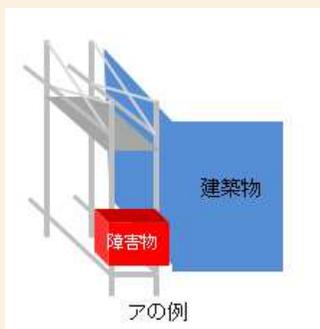
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



3 その他

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（ ）**が望ましいこと。

足場の点検に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」（**推進要綱別添**）を活用することが望ましいこと。

（ ）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（**推進要綱別添参照**）

- ・ **足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
- ・ **労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者**
- ・ **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者**
- ・ **建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者**

足場の種類別点検チェックリスト

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

貨物自動車における 荷役作業時にかかる規則改正等

労働安全衛生規則改正内容について

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

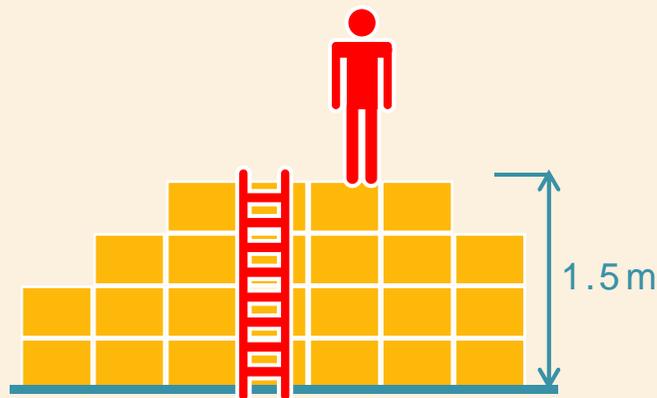
施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）（令和5年10月1日施行）

- 2 t以上の貨物自動車の荷台荷の上面への昇降



- 1.5 mを超えるはいの上への昇降

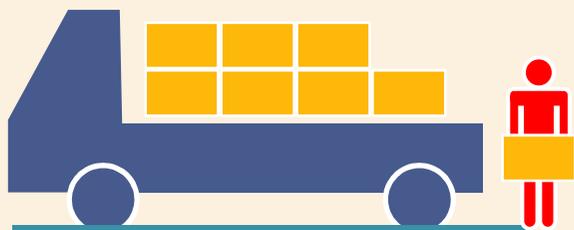


- その他1.5 mを超える昇降全般

昇降設備を
設置・使用

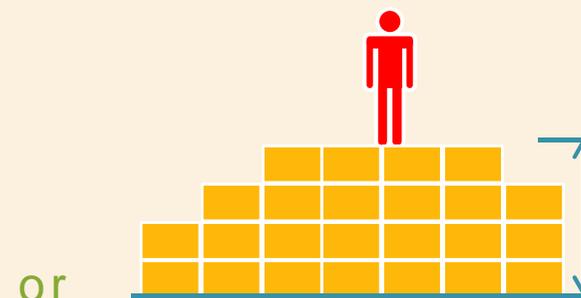


2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）（令和5年10月1日施行）



- 5 t 以上
 - 5 t 未満 **2 t 以上** であおり無しで開閉できる
 - 上記以外の貨物自動車で **テールゲートリフター** を使用して荷を降ろす作業
- 貨物自動車の荷の積み卸しの作業

R5.10.1.
改正



- 2 m 以上のはいの上における作業

ガイドライン 第2の2 荷役作業における労働災害防止措置 (1)ウ、(2)ア

荷役作業の
作業環境、作業内容に配慮



保護帽



墜落・転落の危険のある作業



墜落時保護用

保護帽を着用

3 . 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）（令和6年2月1日施行）

特別教育の受講者が操作を行うこと

	科目（テールゲートリフター＝TGL）		時間数
下記以外の者	学科教育	TGLに関する知識	1.5H
		TGLによる作業に関する知識	2H
		関係法令	0.5H
	実技教育	TGLの操作の方法	2H以上
R6.2.1.時点で6か月以上従事歴のある者	学科教育	TGLに関する知識	45M
	実技教育	TGLの操作の方法	1H

4 . 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則(抜粋)】 赤字が改正部分

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 (略)

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。

5 . その他（荷役ガイドラインの改正）

テールゲートリフター

- テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
- 作業開始前及び定期的に点検すること
- いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること。
- 床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。



【U字型ロールボックスパレット】
折りたんで収納する際、ショッピングカートのごとく収納できるように、前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっている

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャストーストッパーを使用すること。キャストーストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。
- 不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること。
- 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。



【床下格納式テールゲートリフター】

荷主等が講ずべき措置

- 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- 自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。

新たな化学物質管理等について

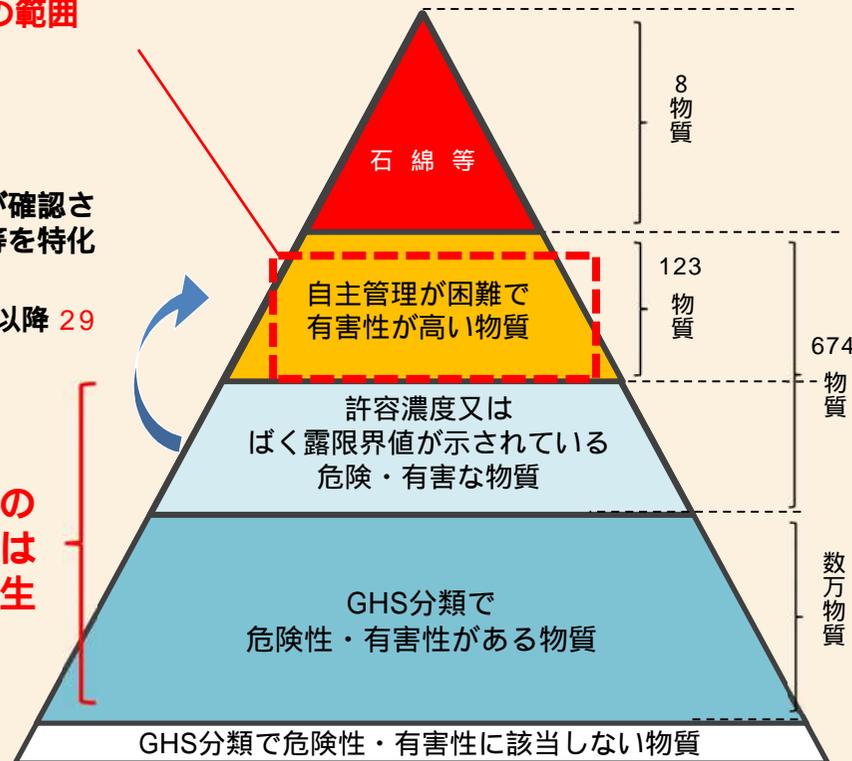


従来の化学物質規制の仕組み (個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務がかかっているのはこの範囲

発がん性が確認された物質等を特化則に追加
2007年以降 29
物質追加

労働災害の
8割は
ここで発生



製造・使用等の禁止

特化則・有機則等による
個別具体的な措置義務

ラベル表示
SDS交付
義務

リスクアセスメント
義務

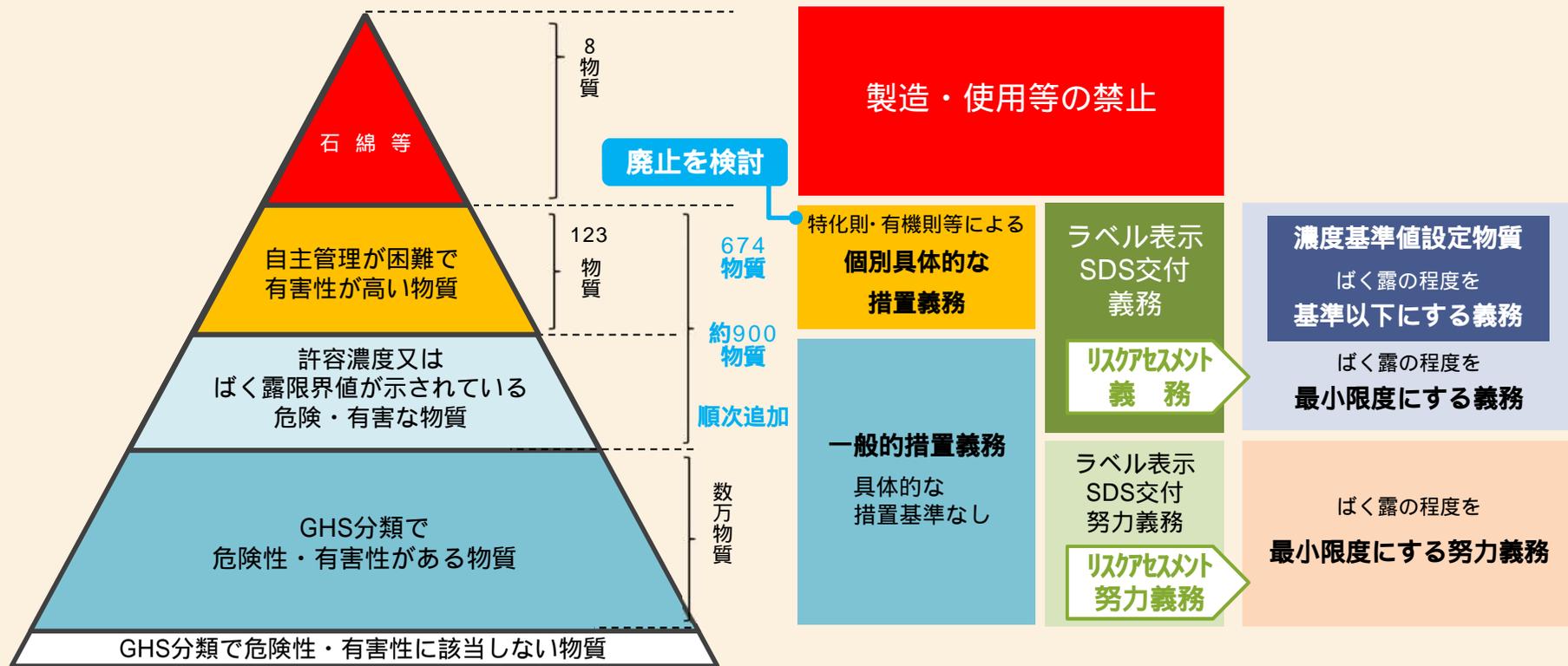
一般的措置義務
具体的な措置基準なし

ラベル表示
SDS交付
努力義務

リスクアセスメント
努力義務

- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 対策不十分により労働災害発生。(規制とのいたちごっこ)

新たな化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とした仕組み）



- RA対象物を製造・取扱いする事業場は、**化学物質管理者**を選任しRAの実施管理等を行わせる。
- 代替物の使用、密閉設備・局所排気装置等の設置稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用など、**必要な措置を講じてばく露低減を行う（手段を限定しない）**。
- RA結果に基づき、医師等が必要と認める項目について**リスクアセスメント対象物健康診断**を実施し、結果に基づき事後措置等を講ずる。
- ばく露の低減措置、リスクアセスメント対象物健康診断の事後措置等について**関係労働者の意見を聴く機会を設け、**掲示・書面交付等で労働者に周知し、記録を3年間保存する。また、同措置について、**衛生委員会で付議する**。
- **RAの記録を次のRA実施まで（ただし最低3年間）保存する**。
- RAに基づく措置として保護具を使用させるとき等は、**保護具着用管理責任者**を選任し、職務を行わせる。
- **がん原性物質**の製造・取扱いについて、**作業の記録**を作成し、30年間保存する。

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任

化学物質管理者の要件（安衛則第12条の5）

R A 対象物
製造事業場

化学物質管理者講習修了者
または同等以上の能力を有する者から選任する

令和6年4月1日以前に講習を受講した者
労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
化学物質管理専門家の要件該当者

化学物質管理者講習
（製造事業場向け、学科2日間）
などの名称で開催されています。

R A 対象物
製造事業場
以外

化学物質管理者講習に準ずる講習修了者
から選任することが望ましい。

化学物質管理者講習
（取扱事業場向け、学科1日間）
などの名称で開催されています。

保護具着用管理責任者の要件（安衛則第12条の6他、各特別則）

保護具の管理に関する教育受講者
など知識及び経験を有する者から選任する。

保護具着用管理責任者教育
などの名称で開催されています。

次に掲げる者であっても教育を受講することが望ましい。

次に掲げる者を選任できない場合は、教育を受講した者を選任する。

化学物質管理専門家の要件に該当する者
作業環境管理専門家の要件に該当する者
労働衛生コンサルタント試験に合格した者
第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者（昭和63年労働省告示第80号）

その他の改正点

雇入れ時等教育の拡充（安衛則第35条）

雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1 施行

職長等の教育を行うべき業種の拡大（安衛法施行令19条、安衛法第60条関係）

職長等への教育が必要な業種を拡大。

食料品製造業の全て、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を対象に追加。

R5.4.1 施行

がん等の遅発性疾病の把握強化（安衛則第97条の2）

1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したときは、業務起因性について**医師に意見**を聴く

業務起因が疑われるときは**所轄労働局長に報告**する

R5.4.1 施行

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第594条の2、3）

皮膚や眼に障害を与える恐れがある物質等の製造・取扱いの際、労働者に保護具を使用させる義務等を規定。

おそれが**不明**：**【努力義務】**保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用

R5.4.1 施行

おそれが**明らか**：**【義務】**不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用
おそれが**ないことが明らか**：使用義務なし

R6.4.1 施行

その他の改正点 (SDS、情報通知等関係)

SDS通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15、34条の2の3)

SDSの通知を、文書以外の方法でも行える (相手方の承諾不要)

磁気・光ディスク等の**記録媒体**の交付、**FAX・電子メール送信、ホームページのアドレス、二次元コード等**を伝達し、閲覧を求める

R5.4.1施行

「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15、34条の2の5)

SDSの通知事項のうち、「人体に及ぼす作用」について、**5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認**し、必要な場合には変更、通知等を行う。

R5.4.1施行

SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15、34条の2の4、34条の2の6)

SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加

SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要に
営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり

R6.4.1施行

事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33条の2)

ラベル表示対象物を事業場内で別容器等で保管する際、**内容物の名称と人体に及ぼす作用を明示**する

R5.4.1施行

注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3)

SDS交付対象物の製造・取扱設備及びその付属設備の改造、修理、清掃等の仕事の注文者は、請負人に化学物質の危険性・有害性等を文書を交付する

R5.4.1施行

その他の改正点（規制緩和・適用除外・措置強化等）

特殊健康診断の実施頻度の緩和（特化則第39条、有機則第29条、鉛則第53条、四鉛則第22条）

作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度を**6月以内ごとに1回から、1年以内ごとに1回に緩和**できる。（事業者が労働者ごとに判断する。監督署への届出等不要）

直近3回の作業環境測定結果が第1管理区分、直近3回の特殊健康診断結果に異常所見がない、作業方法の変更がないなどのことが要件。

R5.4.1 施行

化学物質労災発生事業場等への監督署長指示（安衛則第34条の2の10）

化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示**できる。

指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から助言等を受け、1月以内に改善計画を作成**し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をする。

R6.4.1 施行

管理水準良好事業場の特別則適用除外（特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2）

化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定した事業場**について、特化則、有機則、鉛則、粉じん則の**個別規制の適用を除外し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができる。**

（専属の化学物質管理専門家によるリスクアセスメントの実施管理等の状況、過去3年間の、化学物質等による労働災害・作業環境測定結果・特殊健康診断結果・化学物質管理専門家の評価・法令違反の状況などを評価して認定される。）

R5.4.1 施行

第三管理区分事業場の措置強化（特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2）

特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。

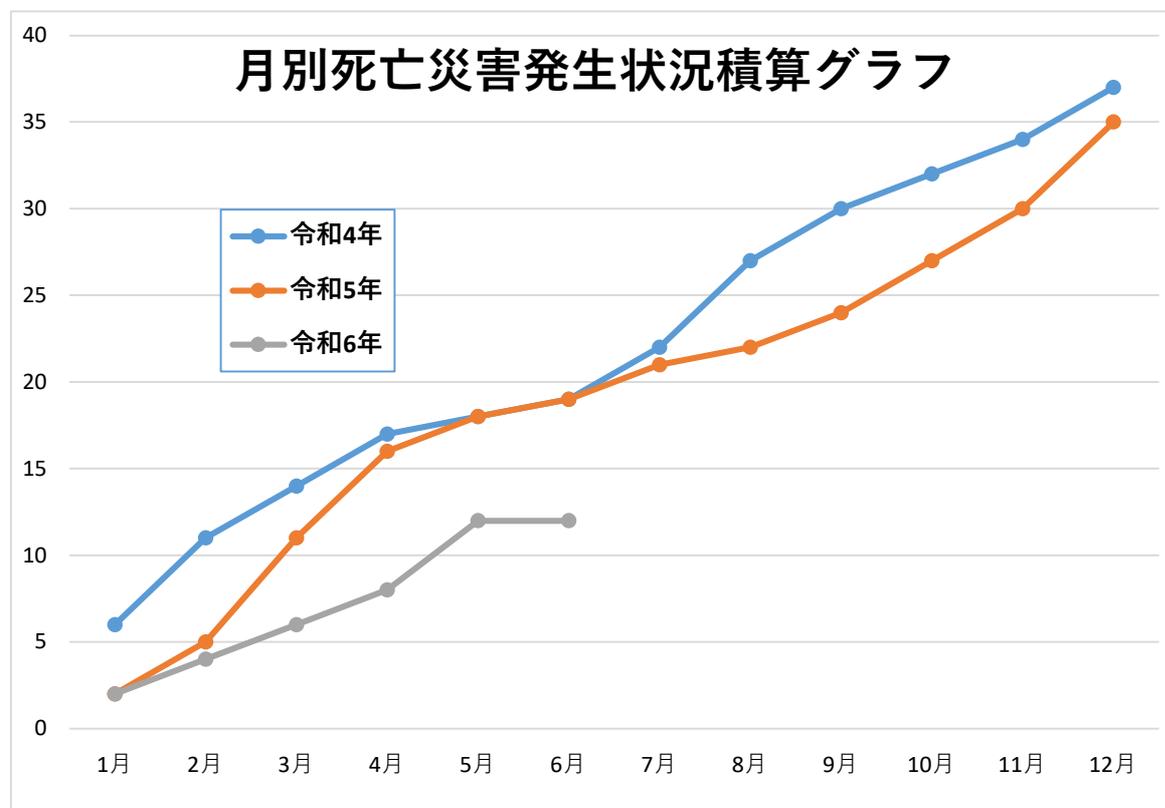
これができない場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1 施行

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年6月10日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製 造 業	3	4	8
食 料 品 製 造 業			
化 学 工 業			
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	3
金 属 製 品			
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1		
そ の 他	2	2	5
建 設 業	3	2 (1)	6 (1)
土 木 工 事 業			
建 築 工 事 業	3	2 (1)	6 (1)
そ の 他			
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1	3	10 (3)
商 業	3 (2)	2 (1)	4 (2)
卸 売 業		1	2
小 売 業	2 (1)	1 (1)	2 (2)
そ の 他	1 (1)		
清 掃 ・ と 畜 業	1	2	4
上 記 以 外 の 事 業	1	2 (1)	3 (1)
合 計	12 (2)	15 (3)	35 (7)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.5.9. 2024 14:30	墜落・転落 屋根・はり・もや・け	工場に高さ約12mの仮設の門型クレーンを搬入するにあたり、高さ約9mの工場の屋根に同クレーンが干渉しないよう一時的に設けた開口部について、災害発生当日午後、被災者ほか4名が上記の関連作業として開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際に、同日14時30分、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落し、死亡した。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 40代 タイル工 経験 0年
R6.5.13. 2024 10:45	墜落・転落 作業床・歩み板	建築工事現場内において、エレベーター設置工事を行っていた。搬器の枠組みに足場板をかけて作業床としていた。当該床は高さ23メートルに位置していた。被災者が、当該床上でさび止め等の作業を行っていたところ、当該床の固定器具が一部外れたことにより、当該床が傾き、被災者が地上まで落下した。病院に搬送され、死亡が確認された。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 50代 昇降機工 経験 30年
R6.5.14. 2024 16:00	墜落・転落 はしご等	瓦屋根の更新にかかる見積りのため、はしごを用いて屋根に登ろうと一段目に足をかけたところ、はしごから転落したものの、被災直後、被災者に意識はあったものの、その後死亡に至ったもの。
	事業場規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 60代 その他の職種 経験 20年
R6.5.15. 2024 12:15	墜落・転落 地山・岩石	派遣先である工場の敷地外河川敷にて草刈り作業中に堤防から滑落し、河で仰向けに浮かんでいるところを発見された。
	事業場規模	9名以下 業種 一般機械器具製造業 70代 派遣労働者 経験 6年

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年5月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和6年	令和5年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		22		14		+8	+57.1%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3		5		-2	-40.0%
	織 維 工 業	2				+2	-
	鉄 鋼 業	2		3		-1	-33.3%
	金 属 製 品	3		1		+2	+200.0%
	一 般 機 械 器 具	2		3		-1	-33.3%
	輸 送 機 械 製 造	5		1		+4	+400.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	5		1		+4	+400.0%
建 設 業		2		6		-4	-66.7%
建 設 業	土 木 工 事 業					0	-
	建 築 工 事 業	2		4		-2	-50.0%
	そ の 他 の 建 設 業			2		-2	-100.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2		4		-2	-50.0%
小 売 業		9		11		-2	-18.2%
小 売 業	新 聞 販 売			2		-2	-100.0%
	そ の 他 の 小 売 業	9		9		0	0.0%
通 信 業		1				+1	-
社 会 福 祉 施 設		5		4		+1	+25.0%
飲 食 店		2		2		0	0.0%
清 掃 ・ と 畜 業		1		2		-1	-50.0%
上 記 以 外 の 事 業		11		7		+4	+57.1%
合 計		55	0	50	0	+5	+10.0%

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年5月末現在)

業種	6年5月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	6年5月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	
小計	5	22	14	土石採取業				
製 造 業	食料品製造業	1	3	5	建設業		2	6
	繊維工業・繊維製品製造業		2		道路旅客運送業			
	木材木製品・木製家具製造業				道路貨物運送業		2	4
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業			
	化学工業		3	1	商業	4	10	13
	窯業・土石製品製造業		1		金融・広告業			
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	3	3	保健衛生業	2	6	5
	金属製品、金属家具製造業	1	3	1	接客娯楽業	2	5	2
	一般機械器具製造業		2	3	清掃業		1	2
	電気機械器具製造業				ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	5	1	その他の事業	3	7	4
	その他の製造業				合計	16	55	50

()内は死亡者数を外数で表す。

起因物分類コード表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号							
大	中	小		大	中	小								
1	動力機械	11	111	原動機	3	その他の装置	31	311	ボイラー					
		12	121	動力伝導機構			32	321	化学設備					
		13	木材加工用機械	131			丸のこ盤	33	331	ガス溶接装置				
				132			帯のこ盤	34	341	炉 窯				
				133			かんな盤	35	351	送配電線等				
				134			角のみ盤、木工ボール盤	36	361	人力クレーン				
				135			面とり盤、ルータ、木工フライス盤	37	371	はしご等				
				136			チェーンソー	38	381	玉掛用具				
				139			その他の木工用機械	39	391	その他の装置、設備				
		14	建設機械等	141			整地・運搬、積込み用機械	4	仮設物、建築物、構築物等	41	411	足場		
				142			掘削用機械			42	421	支保工		
				143			基礎工事用機械			43	431	階段、棧橋		
				144			締固め用機械			44	441	開口部		
				145			解体用機械			45	451	屋根、はり、もや、けた、合掌		
				146			高所作業車			46	461	作業床、歩み板		
				149			その他の建設用機械			47	471	通路		
		15	金属加工用機械	151			旋盤	5	物質・材料	51	511	爆発性の物等		
				152			ボール盤、フライス盤			52	521	金属材料		
				153			研削盤、バフ盤			53	531	木材、竹材		
				154			プレス機械			54	541	石、砂、砂利		
				155			鍛圧ハンマー			55	551	その他の材料		
				156			シャワー			61	611	荷姿のもの		
				159			その他の金属加工用機械			62	621	機械装置		
		16	一般動力機械	161			遠心機械	7	環境等	71	711	地山、岩石		
				162			混合機、粉碎機			72	721	立木等		
				163			ロール機（印刷ロール機を除く）			73	731	水		
				164			射出成型機			74	741	異常環境等		
				165			食品加工用機械			75	751	高温、低温環境		
				166			印刷用機械			76	761	その他の環境等		
				167			産業用ロボット			91	911	その他の起因物		
		17	車両系木材伐出機械等	171			伐木等機械	9	その他	92	921	起因物なし		
				172			走行集材機械			99	999	分類不能		
				173			架線集材機械							
				179			その他の車両系林業用機械							
				21			動力クレーン等			211	クレーン			
										212	移動式クレーン			
										213	デリック			
		214	エレベータ・リフト											
		215	揚貨装置											
216	ゴンドラ													
217	機械集材装置、運材索道													
218	簡易架線集材装置													
219	その他の動力クレーン等													
221	トラック													
22	動力運搬機	222	フォークリフト											
		223	軌道装置											
		224	コンベア											
		225	ローダー											
		226	ストランドルキャリア											
		227	不整地運搬車											
		229	その他の動力運搬機											
23	乗物	231	乗用車、バス、バイク											
		232	鉄道車両											
		239	その他の乗り物											

事故の型分類コード

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
2	転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
3	激突	<p>墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <p>・ 車両系機械などとともに激突した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
4	飛来・落下	<p>飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
5	崩壊・倒壊	<p>堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。</p> <p>立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
6	激突され	<p>飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
7	はさまれ・巻きこまれ	<p>物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態であつた場合をいう。</p> <p>プレス、金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
8	切れ・こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>
9	踏み抜き	<p>くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。</p> <p>床、スレート等を踏み抜いたものを含む。</p> <p>踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。</p>
10	おぼれ	<p>水中に墜落しておぼれた場合を含む。</p>

分類番号	分類項目	説明
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 (高温の場合) 火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 (低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 (起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 (起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 (起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
※16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。